

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後（案）					現行																												
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>(略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中別表第一25の項の改正規定及び同項を同表25の2の項とし、同項の前に一項を加える改正規定並びに同表に49の2の項を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。</u></p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から 5まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六 条第四項の規定による 建築物に関する確認申</td> <td>建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエまで に掲げる区分に応じて算出した床面積の 合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る</td> <td>確認申請のとき。</td> </tr> </tbody> </table>					事務	名称	額	徴収時期	1から 5まで	(略)	(略)	(略)	6	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六 条第四項の規定による 建築物に関する確認申	建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエまで に掲げる区分に応じて算出した床面積の 合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る	確認申請のとき。	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>(略)</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から 5まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六 条第四項の規定による 建築物に関する確認申</td> <td>建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエに掲 げる区分に応じて算出した床面積の合計 に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画</td> <td>確認申請のとき。</td> </tr> </tbody> </table>					事務	名称	額	徴収時期	1から 5まで	(略)	(略)	(略)	6	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六 条第四項の規定による 建築物に関する確認申	建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエに掲 げる区分に応じて算出した床面積の合計 に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画	確認申請のとき。
事務	名称	額	徴収時期																														
1から 5まで	(略)	(略)	(略)																														
6	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六 条第四項の規定による 建築物に関する確認申	建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエまで に掲げる区分に応じて算出した床面積の 合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る	確認申請のとき。																														
事務	名称	額	徴収時期																														
1から 5まで	(略)	(略)	(略)																														
6	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六 条第四項の規定による 建築物に関する確認申	建築物に関する確認申請手数料 確認申請一件につき、次のアからエに掲 げる区分に応じて算出した床面積の合計 に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画	確認申請のとき。																														

	請に対する審査	<p>計画に建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を、同法<u>第八十七条の四</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>		
		(略)	(略)	
		(略)		
6の2 から9 まで	(略)	(略)	(略)	(略)

	請に対する審査	<p>に建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を、同法<u>第八十七条の二</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基について、10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>		
		(略)	(略)	
		(略)		
6の2 から9 まで	(略)	(略)	(略)	(略)

10	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する確認申請 (建築設備を設置する場合(次項に掲げる場合を除く。))に限る。)に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 (略)	(略)	確認申請のとき。	10	建築基準法第八十七条の二の規定による建築設備に関する確認申請 (建築設備を設置する場合(次項に掲げる場合を除く。))に限る。)に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 (略)	(略)	確認申請のとき。
11	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する確認申請 (確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に限る。)に対する審査	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料 (略)	(略)	確認申請のとき。	11	建築基準法第八十七条の二の規定による建築設備に関する確認申請 (確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に限る。)に対する審査	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料 (略)	(略)	確認申請のとき。
12から13まで	(略)	(略)	(略)	(略)	12から13まで	(略)	(略)	(略)	(略)
14	建築基準法第七条第四項の規定による建築物に関する完了検査申請 (18の項に掲げる場合を除く。)に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機	完了検査申請のとき。	14	建築基準法第七条第四項の規定による建築物に関する完了検査申請 (18の項に掲げる場合を除く。)に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機	完了検査申請のとき。		

		に係る部分が含まれる場合においては、 当該昇降機一基について16の項又は20 の項に掲げる額の手数を加えた額 (略)	(略)			に係る部分が含まれる場合においては、 当該昇降機一基について16の項又は20 の項に掲げる額の手数を加えた額 (略)	(略)		
15	(略)				15	(略)			
16	建築基準法第八十七条 の四の規定による建築 設備に関する完了検査 申請（20の項に掲げる場 合を除く。）に対する審 査	建築設備の設置に関する完了検査申請手 数料 (略)	(略)	完了検査申請の とき。	16	建築基準法第八十七条 の二の規定による建築 設備に関する完了検査 申請（20の項に掲げる場 合を除く。）に対する審 査	建築設備の設置に関する完了検査申請手 数料 (略)	(略)	完了検査申請の とき。
17	(略)	(略)	(略)	(略)	17	(略)	(略)	(略)	(略)
18	建築基準法第七条第四 項の規定による建築物 に関する完了検査申請 （当該申請が同法第七 条の三第一項の特定工 程に係る建築物につ てされるもの（20の項に おいて同じ。）に限る。） に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイ に掲げる区分に応じて算出した床面積の 合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築 基準法第八十七条の四に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合においては、 当該昇降機一基について、16の項又は20 の項に掲げる額の手数を加えた額）		完了検査申請の とき。	18	建築基準法第七条第四 項の規定による建築物 に関する完了検査申請 （当該申請が同法第七 条の三第一項の特定工 程に係る建築物につ てされるもの（20の項に おいて同じ。）に限る。） に対する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 手数料 完了検査申請一件につき、次のア及びイ に掲げる区分に応じて算出した床面積の 合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築 基準法第八十七条の二に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合においては、 当該昇降機一基について、16の項又は20 の項に掲げる額の手数を加えた額）		完了検査申請の とき。

		(略)	(略)			(略)	(略)	
		(略)				(略)		
19	(略)							
20	建築基準法第八十七条の四の規定による昇降機に関する完了検査申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機の設置に関する完了検査申請手数料		完了検査申請のとき。	建築基準法第八十七条の二の規定による昇降機に関する完了検査申請に対する審査	(略)	(略)	完了検査申請のとき。
		(略)	(略)			(略)	(略)	
21	建築基準法第七条の三第四項の規定による建築物に関する中間検査申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査申請のとき。	建築物に関する中間検査申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機一基については、次項に掲げる額の手数を加えた額）	中間検査申請のとき。	建築物に関する中間検査申請に対する審査
		(略)	(略)			(略)	(略)	
22	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する中間検査申請に対する審査	建築設備の設置に関する中間検査申請手数料	中間検査申請のとき。	建築基準法第八十七条の二の規定による建築設備に関する中間検査申請に対する審査	(略)	(略)	建築設備の設置に関する中間検査申請手数料	中間検査申請のとき。
		(略)	(略)		(略)	(略)		
23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
24	建築基準法第七条の六第一項第一号又は第二	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用	十二万六千円	認定申請のとき。	建築基準法第七条の六第一項第一号又は第二	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮	十二万六千円	認定申請のとき。

		(略)		
24の3	(略)	(略)	(略)	(略)
24の4	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する計画通知 (建築設備を設置する場合(次項に掲げる場合を除く。)に限る。)に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料 (略)	(略)	計画通知のとき。
24の5	建築基準法第八十七条の四の規定による建築設備に関する計画通知 (適合することを認められた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に限る。)に対する審査	適合することを認められた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料 (略)	(略)	計画通知のとき。
24の6から24の7まで	(略)	(略)	(略)	(略)
24の8	建築基準法第十八条第	建築物に関する工事完了通知手数料		完了通知のとき。

		(略)		
24の3	(略)	(略)	(略)	(略)
24の4	建築基準法第八十七条の二の規定による建築設備に関する計画通知 (建築設備を設置する場合(次項に掲げる場合を除く。)に限る。)に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料 (略)	(略)	計画通知のとき。
24の5	建築基準法第八十七条の二の規定による建築設備に関する計画通知 (適合することを認められた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に限る。)に対する審査	適合することを認められた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料 (略)	(略)	計画通知のとき。
24の6から24の7まで	(略)	(略)	(略)	(略)
24の8	建築基準法第十八条第	建築物に関する工事完了通知手数料		完了通知のとき。

	工程に係る建築物につ いてされるもの（次項に おいて同じ。）に限る。） に対する審査	基準法 <u>第八十七条の四</u> に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合においては、 当該昇降機一基について24の9の項又は 次項に掲げる額の手数を加えた額） （略） （略）			工程に係る建築物につ いてされるもの（次項に おいて同じ。）に限る。） に対する審査	基準法 <u>第八十七条の二</u> に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合においては、 当該昇降機一基について24の9の項又は 次項に掲げる額の手数を加えた額） （略） （略）		
24の1 2	建築基準法 <u>第八十七条 の四</u> に規定する昇降機 に関する工事完了通知 に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了 通知手数料 （略） （略）	完了通知のとき。		24の1 2	建築基準法 <u>第八十七条 の二</u> に規定する昇降機 に関する工事完了通知 に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了 通知手数料 （略） （略）	完了通知のとき。
24の1 3	建築基準法第十八条第 二十項の規定による建 築物に関する特定工程 工事完了通知に対する 審査	建築物に関する特定工程工事完了通知手 数料 特定工程工事完了通知一件につき、中間 検査を行う部分の床面積の合計に応じ、 次に掲げる額（通知に建築基準法 <u>第八十 七条の四</u> に規定する昇降機に係る部分が 含まれる場合においては、当該昇降機一 基について次項に掲げる額の手数を加 えた額） （略） （略）	完了通知のとき。		24の1 3	建築基準法第十八条第 二十項の規定による建 築物に関する特定工程 工事完了通知に対する 審査	建築物に関する特定工程工事完了通知手 数料 特定工程工事完了通知一件につき、中間 検査を行う部分の床面積の合計に応じ、 次に掲げる額（通知に建築基準法 <u>第八十 七条の二</u> に規定する昇降機に係る部分が 含まれる場合においては、当該昇降機一 基について次項に掲げる額の手数を加 えた額） （略） （略）	完了通知のとき。
24の1 4	建築基準法 <u>第八十七条 の四</u> の規定による建築	建築設備の設置に関する特定工程工事完了 通知手数料	完了通知のとき。		24の1 4	建築基準法 <u>第八十七条 の二</u> の規定による建築	建築設備の設置に関する特定工程工事完了 通知手数料	完了通知のとき。

	設備に関する特定工程 工事終了通知に対する 審査	(略)	(略)			設備に関する特定工程 工事終了通知に対する 審査	(略)	(略)		
24の1 5	(略)	(略)	(略)	(略)		24の1 5	(略)	(略)	(略)	(略)
24の1 6	建築基準法第十八条第 二十四項第一号又は第 二二号（同法第八十七条の 四又は第八十八条第一 項若しくは第二項にお いて準用する場合を含 む。）の規定による仮使 用の認定の申請に対す る審査	検査済証の交付を受ける前 における建築物等の仮使用 認定申請手数料	十二万六千 円	認定申請のとき。		24の1 6	建築基準法第十八条第 二十四項第一号又は第 二二号（同法第八十七条の 四又は第八十八条第一 項若しくは第二項にお いて準用する場合を含 む。）の規定による仮使 用の認定の申請に対す る審査	検査済証の交付を受ける 前における建築物等の仮 使用認定申請手数料	十二万六千円	認定申請のとき。
24の1 7	(略)	(略)	(略)	(略)		24の1 7	(略)	(略)	(略)	(略)
25	建築基準法第四十三条 第二項第一号の規定に よる建築の認定の申請 に対する審査	建築物の敷地と道路との 関係の建築認定申請手 料	三万千円	認定申請のとき。		(新設)				
25の2	建築基準法第四十三条 第二項第二号の規定に	建築物の敷地と道路との 関係の建築許可申請手 数	三万六千円	許可申請のとき。		25	建築基準法第四十三条 第一項ただし書の規定	建築物の敷地と道路との 関係の建築許可申請手 数	三万六千円	許可申請のとき。

	による建築の許可の申請 に対する審査	料							
26か ら30 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
30の2	建築基準法第四十八条 第十六項第一号（同法第 八十八条第二項におい て準用する場合を含 む。）の規定による増築、 改築又は移転の特例許 可の申請に対する審査	用途地域における増築、改 築又は移転の特例許可申請 手数料	八万七千円	許可申請のとき。		(新設)			
30の3	建築基準法第四十八条 第十六項第二号（同法第 八十八条第二項におい て準用する場合を含 む。）の規定による建築 の特例許可の申請に対 する審査	用途地域における建築の特 例許可申請手数料	九万二千円	許可申請のとき。		(新設)			
31か ら32	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				

まで					まで				
33	建築基準法第五十三条第四項又は第五項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	三万六千円	許可申請のとき。	33	建築基準法第五十三条第四項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	三万六千円	許可申請のとき。
33の2	建築基準法第五十三条第六項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万六千円	許可申請のとき。	33の2	建築基準法第五十三条第五項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万六千円	許可申請のとき。
34から41まで	(略)	(略)	(略)	(略)	34から41まで	(略)	(略)	(略)	(略)
41の2	建築基準法第六十七条第三項第二号の規定による建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	41の2	建築基準法第六十七条の三第三項第二号の規定による建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
41の3	建築基準法第六十七条	特定防災街区整備地区内	十六万円	許可申請のとき。	41の3	建築基準法第六十七条	特定防災街区整備地区内	十六万円	許可申請のとき。

	第五項第二号の規定による建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料				の三第五項第二号の規定による建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		
41の4	建築基準法第六十七条第九項第二号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	41の4	建築基準法第六十七条の三第九項第二号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
42から49まで	(略)	(略)	(略)	(略)	42から49まで	(略)	(略)	(略)	(略)
49の2	建築基準法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	十九万五千円	許可申請のとき。	(新設)				
50から54の2まで	(略)	(略)	(略)	(略)	50から54の2まで	(略)	(略)	(略)	(略)

54の3	建築基準法第八十六条の八第一項又は第八十七条の二第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。	54の3	建築基準法第八十六条の八第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
54の4	建築基準法第八十六条の八第三項（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。	54の4	建築基準法第八十六条の八第三項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
54の5	建築基準法第八十七条	建築物の用途を変更して一	十万八千円	許可申請のとき。	(新設)				

	の三第五項の規定によ る建築物の用途を変更 して一時的に興行場等 として使用する場合の 制限の緩和に係る許可 の申請に対する審査	時的に興行場等として使用 する場合の制限の緩和に係 る許可申請手数料							
54の6	建築基準法第八十七条 の三第六項の規定によ る建築物の用途を変更 して一時的に特別興行 場等として使用する場 合の制限の緩和に係る 許可の申請に対する審 査	建築物の用途を変更して一 時的に特別興行場等として 使用する場合の制限の緩和 に係る許可申請手数料	十九万五千 円	許可申請のとき。	(新設)				
54の7	密集市街地における防 災街区の整備の促進に 関する法律（平成九年法 律第四十九号）第一百六 条第一項の規定による 建築物の敷地と道路と の関係の特例の許可の 申請に対する審査	予定道路に係る建築物の敷 地と道路との関係の特例許 可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	54の5	密集市街地における防 災街区の整備の促進に 関する法律（平成九年法 律第四十九号）第一百六 条第一項の規定による 建築物の敷地と道路と の関係の特例の許可の 申請に対する審査	予定道路に係る建築物の 敷地と道路との関係の特 例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。

55から60まで	(略)	(略)	(略)	(略)	55から60まで	(略)	(略)	(略)	(略)
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、1の(1)のア、(2)のア又は(3)のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、2の(1)のア又は(2)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る	認定申請のとき。		61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、1の(1)のア、(2)のア又は(3)のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、2の(1)のア又は(2)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る	認定申請のとき。	

		<p>部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>			<p>部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>		
62	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、61の項1の(1)のアからケまで、(2)のアからケまで又は(3)のアからケまでに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項1の(1)のア、(2)のア又は(3)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	62	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、61の項1の(1)のアからケまで、(2)のアからケまで又は(3)のアからケまでに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項1の(1)のア、(2)のア又は(3)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

のアに掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、61の項2の(1)のアからケまで又は(2)のアからケまでに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項2の(1)のア又は(2)のアに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

のアに掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、61の項2の(1)のアからケまで又は(2)のアからケまでに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項2の(1)のア又は(2)のアに掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

63か ら66 まで	(略)	(略)	(略)	(略)
------------------	-----	-----	-----	-----

63か ら66 まで	(略)	(略)	(略)	(略)
------------------	-----	-----	-----	-----

別表第二（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
1 都市低炭素化促進法第 五十四条第一項の規定 による低炭素建築物新 築等計画の認定の申請 に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に 掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促 進法第五十四条第二項の規定による申出 があった場合においては、一の建築物に ついて別表第一24の2の項に掲げる額 （申請に係る計画に特定建築基準適合審 査をする部分が含まれる場合においては 当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる 額の手数料を、建築基準法第八十七条の 四に規定する昇降機に係る部分が含まれ る場合においては当該昇降機一基につい て同表24の4の項又は24の5の項に掲げ る額の手数料を加えた額）の手数料を加 えた額）	認定申請のとき。	
	(略)	(略)	
2 都市低炭素化促進法第	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	変更認定申請の	

別表第二（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
1 都市低炭素化促進法第 五十四条第一項の規定 による低炭素建築物新 築等計画の認定の申請 に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に 掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促 進法第五十四条第二項の規定による申出 があった場合においては、一の建築物に ついて別表第一24の2の項に掲げる額 （申請に係る計画に特定建築基準適合審 査をする部分が含まれる場合においては 当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる 額の手数料を、建築基準法第八十七条の 二に規定する昇降機に係る部分が含まれ る場合においては当該昇降機一基につい て同表24の4の項又は24の5の項に掲げ る額の手数料を加えた額）の手数料を加 えた額）	認定申請のとき。	
	(略)	(略)	
2 都市低炭素化促進法第	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	変更認定申請の	

五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十五条第二項の規定において準用する都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	とき。
	(略)	

五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十五条第二項の規定において準用する都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	とき。
	(略)	

別表第三（第二条関係）

事務		名称	額	徴収時期
1から 2まで	(略)	(略)	(略)	(略)
3	建築物省エネ法第三十	建築物エネルギー消費性能向上計画認定		認定申請のとき。

別表第三（第二条関係）

事務		名称	額	徴収時期
1から 2まで	(略)	(略)	(略)	(略)
3	建築物省エネ法第三十	建築物エネルギー消費性能向上計画認定		認定申請のとき。

	<p>条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p> <p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>(略)</p>			<p>条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p> <p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>(略)</p>	
4	<p>建築物省エネ法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十一条第二項において準用する建築物省エネ法第三十条第二項の規定による</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	4	<p>建築物省エネ法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十一条第二項において準用する建築物省エネ法第三十条第二項の規定による</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

		<p>申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、<u>建築基準法第八十七条の四</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額</p>				<p>申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、<u>建築基準法第八十七条の二</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額</p>				
		(略)	(略)			(略)	(略)			
5から 6まで	(略)	(略)	(略)	(略)	5から 6まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)